

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令について

令和4年4月
環境省自然環境局

1. 趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号）の施行に伴い、同法により定められた犬又は猫へのマイクロチップの装着に関する事項（新法[※]第39条の2）、獣医師が発行するマイクロチップ装着証明書に関する事項（新法第39条の3）、犬又は猫に装着されているマイクロチップの取外しの禁止に関する事項（新法第39条の4）、所有する犬又は猫に係る環境大臣の登録に関する事項（新法第39条の5）、マイクロチップが装着された犬又は猫の所有者の変更登録に関する事項（新法第39条の6）、狂犬病予防法の特例に関する事項（新法第39条の7）、登録を受けた犬又は猫の死亡等の届出に関する事項（新法第39条の8）その他所要の規定を定めるため、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成18年環境省令第1号。以下「施行規則」という。）及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。）の改正を行うもの。

※ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

2. 概要

I. 施行規則の主な改正事項

(1) 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着（施行規則第21条の4関係）

- ① マイクロチップを装着する者を獣医師及び愛玩動物看護師と規定する。なお、愛玩動物看護師については診療の補助として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができることとする。
- ② マイクロチップの基準を国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とする。
- ③ マイクロチップを装着できないやむを得ない事由を、犬又は猫に既にマイクロチップが装着されていること及びマイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

(2) マイクロチップ装着証明書（施行規則第21条の5関係）

- ① 犬又は猫の名等のマイクロチップ装着証明書の記載事項を規定する。
- ② 獣医師によるマイクロチップ装着証明書の再交付の手続を規定する。
- ③ マイクロチップ装着証明書の発行を受けることができない場合における、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書をマイクロチップ装着証明書とみなすこととする。

(3) マイクロチップの取外しの禁止（施行規則第21条の6関係）

マイクロチップを取り外すことができるやむを得ない事由を、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあることとする。

(4) 環境大臣による登録等（施行規則第 21 条の 7 関係）

- ① 申請日等の登録申請書の記載事項を規定する。
- ② 登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号等の登録証明書の記載事項を規定する。
- ③ 登録に係る事項の記録の保管期間を 40 年とする。
- ④ 登録事項の変更として環境大臣に届け出なければならない事項を規定する。

(5) 狂犬病予防法の特例（施行規則第 21 条の 9 関係）

登録若しくは変更登録を受けた場合又は登録事項の変更の届出があった場合において、環境大臣に求めをした市町村長に通知される事項等を規定する。

(6) 犬又は猫の死亡等の届出（施行規則第 21 条の 10 関係）

- ① 死亡等の届出を行う場合を、犬又は猫が死亡したとき及び犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合に該当するものとして、獣医師がマイクロチップを取り外したときとする。
- ② 動物愛護管理担当職員が犬又は猫の死亡等を確認したときに死亡等の届出を行うことができることとする。

(7) 情報の提供（施行規則第 21 条の 11 関係）

- ① 所有者がいると推測される犬又は猫について、その所有者を発見し、当該所有者に返還するために必要な範囲内において、環境大臣は都道府県知事及び市区町村長に対し情報の提供を行うことを規定する。
- ② 狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認める場合において、都道府県知事による措置の実施を指示するために必要な範囲内において、環境大臣は厚生労働大臣に対し情報の提供を行うことを規定する。

II. 基準省令の主な改正事項

(1) 動物取扱業に係る飼養管理基準（基準省令第 2 条第 6 号ニ及び第 7 号ア並びに本省令附則第 4 条）

- ① 販売業者は、取得した犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けることとする。
- ② 販売業者、貸出業者及び展示業者が、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合において、繁殖実施状況記録台帳の写しと併せて譲り渡すこととする。
- ③ 販売業者は、所有する犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めなければならないこととする。

3. 公布日・施行日

公布日：令和 4 年 4 月 5 日

施行日：令和 4 年 6 月 1 日